

## 目標指標

男女共同参画の推進のため、数値目標を定めて、令和7年度までに当該目標達成に向けて取り組みます！

項目	現状値 (令和元年度)
1 県審議会等における女性委員の割合	34.8%
2 県内企業の1か月あたり所定外労働時間数(暦年)	11.4 時間
3 県民が希望する子どもの数と実際の子どもの数の差	0.46 人
4 乳がん検診受診率	46.2%
5 子宮頸がん検診受診率	41.7%
6 保育所等の待機児童数 (4月1日現在)	193 人 (令和2年4月1日現在)

目標値 (令和7年度)
40.0%
8.1 時間
現状より改善
50% (令和4年度)
50% (令和4年度)
0 人

# 茨城県男女共同参画基本計画

## 第4次

～ダイジェスト版～

計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）

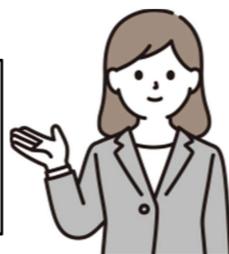


## 基本理念

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女一人ひとりが、個人として能力を十分に発揮する機会が確保され、多様な生き方が選択できる社会
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針の立案及び決定に共同参画する社会
- (4) 男女が家庭生活と社会活動を両立でき、対等な立場で参画し、責任を分かちあう社会
- (5) 国際社会の男女共同参画の取組を踏まえ、国際的協調のもとで男女共同参画が推進される社会

## 計画の性格

- ◎「茨城県男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画
- ◎「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、都道府県男女共同参画計画（法定計画）
- ◎SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ、県民・事業者・関係団体、NPO、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画



〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎3階  
TEL: 029-233-3982

FAX: 029-233-1330

E-mail: sankaku@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <https://www.diversity-ibaraki.jp>

発行：茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL: 029-301-2178 FAX: 029-301-2190

E-mail: josei-kenmin2@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/>



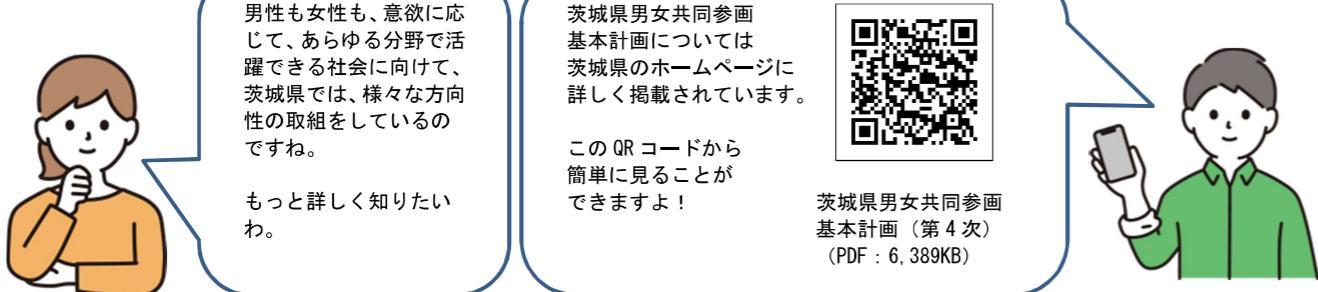
茨城県

## 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の内容

～3つの基本目標と10の施策の方向性～

### ＜基本目標Ⅰ＞あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大 女性人材や女性リーダーの育成 企業・団体における政策・方針決定過程への女性参画の働きかけ
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	(1)ワーク・ライフ・バランスの実現 多様な働き方が可能な労働環境の整備に取り組む企業の育成 県民の働き方改革に対する意識醸成  (2)女性が活躍できる働き方の実現 事業者・団体のトップの意識改革の促進 男性の家事・育児への参画促進  (3)安心して就労できる環境づくり 正規雇用化推進のため、就職相談、職業紹介等の一貫した支援の実施 各種ハラスメント防止のための意識啓発
3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1)地域力を高める人財育成・コミュニティづくり 女性を含む若者による地域活動やネットワークづくりの支援 地域課題対応のため、女性の視点を取り入れた地域コミュニティ形成の支援  (2)U I Jターンの促進 大学や産業界・市町村と連携したU I Jターンや県内定着の促進  (3)未来の農業のエンジンとなる担い手づくり 意欲ある農業者に対する経営管理等に関する総合的な学びの場の提供 農業生産法人等の労働条件を改善する取組推進  (4)地域・農山漁村における女性の参画拡大 地域の役員や農業委員などの女性リーダーの確保 セミナーを通じた女性人材の育成
4 科学技術・学術における男女共同参画の推進	(1)理工系分野への女性の参画拡大 科学技術分野など女性が新たに活躍できる職域拡大の取組支援  (2)科学技術を担う人財育成 小中学校における体験活動を重視した理数教育の充実 理工系分野への進学を促す機会の提供



### ◇推進体制と進行管理◇

- 県の推進体制の充実：ダイバーシティ推進センターの充実強化、男女共同参画審議会の運営など
- 連携の強化：県民、事業者、関係団体、国、市町村などとの連携
- 進行管理等：男女共同参画の推進状況の把握、男女共同参画審議会への報告・公表

### ＜基本目標Ⅱ＞安全・安心な暮らしの実現

1 あらゆる暴力の根絶	(1)身体的、精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり  (2)男女が互いの人権を尊重する社会づくり	被害者が相談しやすい環境の整備 民間団体と連携した支援体制づくりの推進  暴力を容認しない社会環境づくりに向けた意識啓発
2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	(1)持続可能で多様な働き方の実現 (2)困難を抱える子どもへの支援 (3)誰もが教育を受けることができる環境づくり (4)多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現	育児・介護など制約を持つ人が活躍できる労働環境づくりの促進 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの貧困対策の推進 奨学金貸与制度等による家庭の教育費負担の軽減 多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組推進 様々な人権問題に対応するため、各相談機関と連携した人権相談の実施
3 生涯を通じた健康支援	(1)「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進 (2)結婚・出産の希望がかなう社会づくり (3)人生百年時代を見据えた健康づくり	体のしつみや性感染症、がん等に関する健康教育の充実 運動やスポーツ活動、食育の推進 妊娠・出産の不安解消のため、妊娠等電話相談窓口の設置 特定不妊治療に要する費用の一部助成、職場での理解促進 乳がん・子宮がん等の検診、生活習慣病予防の普及啓発
4 防災・復興における男女共同参画の推進	(1)防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実	地域の防災リーダーの育成・自主防災組織の充実 性別などによるニーズの違いを踏まえた防災対策の取組促進

### ＜基本目標Ⅲ＞男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	(1)誰もが能力を発揮できる社会づくり (2)安心して子どもを育てられる社会づくり (3)地域包括ケアシステムの構築	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 保育所、放課後児童クラブの整備 育児不安を相談できる子育て支援拠点づくり 地域の医療・介護関係者などによる多職種協働による支援の推進
2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	(1)一人ひとりが尊重される社会づくり (2)キャリア教育による将来の目標づくり (3)生涯にわたる学びのすすめ (4)正しいメディアとのつきあい方	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 人権教育の推進 小中高を通じて職業観を学ぶなど、キャリア教育の充実 子どもたちの課題解決行動の支援、アントレプレナーシップの醸成 身近な社会教育施設の機能充実 生涯にわたる学びの機会の提供 情報モラル教育の充実、I C T メディアリテラシーの向上